第 几 + -八号 議 案

東京 都養護老人ホ 1 4 0 設 備 及び運営の 基 準 i. 関 する条 例 0) 部 を改正 する条例

右 0) 議 案を提 出 す

令 ·和三年二月十七日

出 者 東 京 都 知 事 小 池

提 百 合

子

東京 都 養護 老人ホ 1 4 の設備及び運 営の基 準に関 する条例 0) 部 を改正、 する条例

東 京都 養護老人 ホ] Δ 0) 設 備 及 び 運営の 基準に 関 する条例 平 -成二十 几 年 ·東京都条例第三十 .九号) 0) 部 を 次 のように改 正

する。

目 次中 「(第三十 -条 ・ 第三十 一条)」 を 「 (第三十条—第三十二条) 」 に改 8

第三条に 次の一 項を加える。

4 養護老人ホ] 4 は、 入所者 0) 人権 0) 擁 護、 虐 待 0 防 止 等 0) た め、 必 要 な 体 制 0) 整備を行うとともに、

その

職

員

K 対

研

第七条第三項中 第 九 条 を 「から第九条の二まで」 に改 \emptyset る。

修

を実施

する等

0)

措置

を講じなけ

れば

ならな

第 九条第三 一項に 後段として次のように 加 える。

0) 場 合におい て、 当該養護老人ホ] 4 は、 全ての職 員 (看 護師、 准 看護師、 令で定める者その他これ 介護福祉 士又は介護支援専門 三員の資 格を有

百二十三号)第八条第二項に規定する政

5

13

類

する者を

に 対 し、 認 知 症 介 護に 係 る基礎的 な研修を受講させるために必要な措置を講じなけ ればならない。

第 九条に 次の 項を加え える。

する者、

介護保

険

法

平

成

九年法律第

4 あ って業務上必 養護老人ホ 1 一要かつ 4 は、 相 適 当な範 切なサー 囲を超えたも ・ビス 0) 提供 を 0) 又は性 確 保する観点 的 な言 動により か 5 職 職 場 員 K 0) お 就 13 **飛業環境** て行 わ が れ る 害されることを防 優 越 的 な関 係を背景とした言動 止 するため 0) 方針

第 兀 +号 議 案 東京都養護老人ホ 1 Δ 0) 設備及び 運営 0) 基準に関 する条例 0) 部 を改正する条例

の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

九条の二 養護老人ホームは、 感染症や非常災害の発生時において、 入所者に対する処遇を継続的に行い、 及び非常 時 0 体

制 で早期 0) 業務 再開を図 一るため 0) 計 画 (以 下 「業務継 続 計 画 こという。)を策定し、 当該業務 継続 計 画 K 従 61 必要な措置 を

を寝さし、 いは、t 講じなければならない。

2 養護老人ホ] L は、 職員 八に対 l, 業務継続計画につい て周知するとともに、 必要な研修及び 訓練を定期的 に 実施 L なけ

n

ばならない。

3 養護老人ホ] L は、 定 期 的 K 業務継 続 計 画 0) 見 直 しを行 , 必要に応じて業務継続 計 画 の変更を行うものとする。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第十九条第三項中「(平成九年法律第百二十三号)」を削る。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十七条の二 養護老人 ホ] 4 は、 虐 待の発 生 及び 再 発 を防 止するため、 規則で定める措置を講じなけ れば なら な

第二十八条に次の一項を加える。

3 養護老人ホー 4 は、 前 項 に規定する訓 練の 実施に当たって、 地 域住 民の参 加 が 得 ら れ るよう 地域 住 民等と 0) 連 . 携 13 努めな

ければならない。

第三十一条を第三十二条とし、 第三十条を第三十一条とし、 第三章中同条の前 に次 0 条を加える。

(電磁的記録等)

第三十条 養護老人ホー ム及びその 職員 は、 作 成、 保存その 他これらに 類するも 0 のうち、 ح 0) 条例に おい 7 書 面 書 面

書

附則

(施行期日)

1 この条例 は、 令和三年四 月 Н (以 下 「施行日」という。 から施 行 する

(経過措置)

- 2 *[*] n る 条例 施行日 ばなら とある とあるの 〇 以 ない」 から令 0 下 は は 「新条例」という。 とあるの 和六年三月三十一日までの 虐待 重要事 0) 項 は 防 止 「講じるよう努め (虐 0) 待の ための措)第三条第四 防 止 0) 置に関 ため 間、 なけ する事 この 0) 項 措置 及び第二十七条の二の ればならない」と、 条例 13 項に関する規程 関する事項を除く。 による改正 後 新 を定めるよう努めるとともに、 0) 条例 規定 東京)に」とする。 第十 0) 都 適用 養護 五条 13 老 0 0 人 規定 ホ 11 7] は ム 0) 適用 0 これ 設 13 備 次に つい 及び 5 0 7 規 運 と、 は、 営の 定 中 同 基 重 条 講 準 要 中 じ 13 なけ 、関す 事 次 項
- 3 61 施 とある 行 \mathbb{H} しから 0) 令 は 和六年三月三十 講じるよう努め なけ 日まで ればなら 0 間、 ない」とする。 新 条例第九条第三項 の規定の 適 用につい ては 同 項 中 「講じ な け n ば なら

な

4 するよう努めなけ ら ない 施 行 \exists とあ か 5 令 る 和六年三月三十一日までの 0) ればならない」と、 は 講じるよう努めなけ 同条第三 れば 間、 一項中 ならない」と、 新条例第九条の二の規定の適用 「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 同条第二項中 がについ 実 施 L ては、 なけれ ば 同 条第一 ならない 項 中 と 講じな あ る 0) け は れ 実施 ば な

(提案理由)

指 定居 宅サ] ビ ス 等 0) 事 業の 人員、 設 備 及び 運 営に関する基 準 等 0) 部 を改 正する省令 へ 令 和三年 厚 生 一労働 省令第 九 (号) 0

	定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。	施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年
		(昭和四十一年厚生省令第十九号)の改正に伴い、業務継続計画の策